

# 留学生三〇万人計画時代における留学生の入学選考

一橋大学国際教育センター教授 太田 浩

留学生三〇万人計画では、日本留学の入口における改善が謳われており、特に渡日前入学許可の推進については、それを支える日本留学試験（以下、「EJU」とする）の改善、海外に向けての日本留学の情報発信機能の強化、海外における日本語教育の充実等と併せて強調されている。しかしながら、実際の留学生のリクルーティングと入学選考において、国際標準へ向けての取組が進んでいるとは言えない。本稿では、この問題について、諸外国の事例も含めながら、その背景や原因について考察したい。

## 一 留学生三〇万人計画時代との違い

一〇万人計画時代は、経済大国となった日本が国際社会への知的貢献・人材育成の責任を果たすべく、留学生を受入れるという考え方の国際協力（援助）アプローチが基軸であった。従って、各大学が積極的に留学生を獲得するというよりは、主として政府の開発援助による予算措置によって、受入れを後押しす

るという手法がとられた。しかし、実際の受入れは、文科省の留学生受入れ支援策にも増して、法務省・入管政策の影響を大きく受け、就学生数と留学生数の増減は、その時々在留資格認定証明書交付率の変化と連動してきたといっても過言ではない。また、日本のパブル経済、並びにそれを背景として、融通性の高い労働力としての留学生の活用、さらには、留学生の受入れを増やすことにより、大学の国際化を図るといったトレンドが生まれたこともブル要因として重要であった。加えて、中国の経済成長と開放政策に伴う高等教育の需要の高まりに対して国内の供給が追いつかないという事情が、日本留学へのプッシュ要因となったことは見逃せない。当時、日本がアジアのなかで国策として留学生を受入れていた唯一の国であり、近隣にライバル国がなかったという状況も有利に働いたと言える。総じて、様々な支援策の下で、留学生は日本で勉学を修め、その後は母国に帰り、経済発展に貢献し、かつ日本との架け橋になってもらうことを政策の根拠に据えた国際

貢献（人材育成・技術移転）・国際理解モデルの時代であった。  
三〇万人計画では、従来の政策的根拠をもちながらも、少子高齢化を背景として、留学生卒業後、日本で就職できるよう支援する方針をより強く打ち出しており、それが移民永住の機会を増大させることになれば、将来の日本の移民政策を支える重要な柱となる可能性を示唆している。実際、このような高度人材獲得・移民アプローチへの政策的シフトは、アジアの経済発展と共に増え続ける、私費留学する若者の流動性や移民志向の高まりとマッチしている。また、グローバル化の進展と知識基盤社会への移行により、多くの国々が高度人材獲得としての留学生の受入れ拡大を目指すようになってきている。しかるに、世界的な留学生の獲得競争は、その熾烈さを増す中で、先進諸国は留学先としての魅力を向上させるだけでなく、就労・移民機会の拡大とリンクした政策を打ち出している。豪州はその典型であり、米国、英国なども理工系分野の人材獲得を中心に同様の政策を取って

おり、優秀な留学生を引き付けるプル要因としての比重を高めている。また、アジアは最大の留学生市場であるが、同時に、中国、シンガポール、韓国、マレーシアでは、留学生の送出国から受入れ国への転換が国策として進められている。そして、大学レベルでは、留学生を受入れることによって、大学国際化の梃子とするよりも、大学がどれだけ本質的に国際化しているかが、優秀な留学生を獲得するための条件となってきた。

三〇万人計画では、留学生の受入れを日本社会における人材確保策の一つとして位置付け、日本経済を支える労働力としての高度人材の供給を目指している。さらには、留学生の増加が、高等教育の国際競争力強化や評価の向上につながり、結果として、より優秀な留学生を呼び込むような循環となることを志向していると言える。

三〇万人計画をどう実現させるかを考える際、ビザの面で「留学」という同じカテゴリーに留学生と就学生が統一されることにより、数合わせとして単純化した予測が可能となる。二〇〇九年度のJASSOのデータから就学生を約四・三万人とし、留学生を約一・三・三万人とした場合、その合計は約一七・六万人となり、二〇二〇年までに二・四万人増加させることが必要となる。これは二〇二〇年までの一年間で毎年一・一万人強の留学生を純増させていけば、留学生三〇万人が達成されることを意味する。しかしこれは、過去五年間における年間の留学生増加数の平均が三千人、就学生増加数の平均が一・五千人であることを考えると決して容易なことではない。豪州のIDP（二〇〇二）の調査によると、国として留学生を積極的に受入れようとしているかどうかの評価として、留学生の入

学に関わる情報入手、入学選考、ビザ取得を含む入国手続き等のわかりやすさと容易さが、留学先選定の重要なファクターの一つとみなされている。世界的な高等教育の市場化により、留学生の側にも顧客意識が高まっており、国や大学が留学生を増やしたければ、そこに留学希望者を顧客として捉える視点が必要となってきた。

## 二 留学生受入れ先進国と日本の留学生入学選考の違い

留学生の選考は、留学生受入れの先進国においては基本的に書類審査によって行われている。その書類審査の対象として提出すべきものは、各国で実施される語学試験や学力試験等のスコア、後期中等教育以後の学歴にかかわる卒業・成績証明書、預金残高等の経済能力証明書、志望動機や研究計画に関する供述書、そして推薦書などである。一方、日本の場合、書類審査は出願資格のチェックが中心で、各大学で実施される外国人留学生のための入学試験（面接が含まれることも多い）の受験を求められる外国人登録原票記載事項証明書が含まれていることも多く、既に滞日していることが前提となっている。筆記試験と面接が二日にまたがる場合もあり、大学の近くに住んでいない限り、交通費に加えて宿泊費も必要となる。さらに、EJUに英語がないことから、TOEFLなど英語能力試験のスコアの提出を求める大学も多く、そのため受験料、EJUの受験料、そして大学の入試の受験料が必要となる。これら三つの試験の受験料とTOEFLのスコア送付手数料を合わせると、国立大学の場合は、合計で約五万一千円にもなり、さらに入試受験や面

接のための旅費が加わることになる。米国の場合は、書類審査のみであることから、州立大学の出願料とTOEFLの受験料等ではない二万六千円程度であり、日本の国立大学の約半分の経費で済むことになる。もちろん日本の国立大学の学費は、米国の大学で留学生に課せられる学費に比べれば、はるかに廉価なため、出願時の経費だけを比較することに異論もあろう。しかしながら、出願に伴う経済的な負担だけでなく、国内の日本語学校等を経て出願するなど滞日を前提とした入学試験の障壁、そして三つの試験を受ける精神的負担は相当なものである。しかも、TOEFLは米国留学のための試験であり、受け方、スコアリング、出題内容等に特殊性が強く、特別な訓練を受けていなければ高い点数をとることは難しいため、日本語学校にとってもTOEFL準備講座を設けるなど負担となっている。そもそも、一般入試の英語科目で、日本人受験者に対して、そこまでのレベルの英語力が求められているとは思えない。日本の大学でもいわゆる渡日前入学許可を行うところが主流になれば、日本留学への障壁も低くなり、募集活動の対象者が世界に広がり、留学生の出身国の多様化が可能となる。実際に、それを大規模に実施している立命館アジア太平洋大学の事例からも明らかである。しかし、それは決して容易なことではなく、次節に述べるような問題がある。

## 三 渡日前入学許可への移行を阻む問題

文科省の資料によれば、大学に在籍する留学生の七割は、日本国内の学校からの進学であり、またJASSOの調査によれば、二〇〇九年度にEJUを利用した渡日前入学

許可の実績は二四校の一三七名のみであった。まず、EJUが日本の留学生の出身国の六割を占める中国で実施されていないことが問題としてあげられる。この点から、そもそもEJUを利用した渡日前入学許可が留学生入学選考の主流になることは、現状では不可能であり、それを実施する場合は、入試を前提とした留学生のための選考とは別に、さらなら特別枠を作る必要がある。また、この問題により、二〇〇九年度のEJU受験者全体のうち、八三・五%が日本国内での受験者で占められ、その八割が中国人受験者となっている。さらに、これはEJU利用大学が三九六校(全大学の五四%・内訳は国立九九%、公立五九%、私立四七%)あるにも関わらず、渡日前入学許可の実績のある大学は二四校にすぎないという状況を招いている。つまり、EJUは渡日前入学許可を推進するための共通的な試験として導入されたのだが、現実的には留学生のためのセンター入試(国立大学を中心とする個別大学への出願のための一次試験)のような位置付けになってしまっている。実際、国立大学を中心に留学生入試の出願資格の一つとして、EJUのスコア基準が示されている。日本の大学が築き上げてきた入学試験制度の歴史と伝統は強固であり、世界的な留学生の獲得競争が熾烈を極めている現状に対応して、積極的に改革を進める流れにあるとはいえない。日本の大学が入試を軸とする入学時での学生の質保証(インプット管理)から、在学中の教育課程における進級判定の厳格化、そして最終的な卒業時での学力の質保証を図るような方向(アウトプット管理)に移行するための制度改革をしない限り、この問題は解決できないであろう。なぜなら、学生受入れの現場には、厳格な大学の

許可の実績は二四校の一三七名のみであった。まず、EJUが日本の留学生の出身国の六割を占める中国で実施されていないことが問題としてあげられる。この点から、そもそもEJUを利用した渡日前入学許可が留学生入学選考の主流になることは、現状では不可能であり、それを実施する場合は、入試を前提とした留学生のための選考とは別に、さらなら特別枠を作る必要がある。また、この問題により、二〇〇九年度のEJU受験者全体のうち、八三・五%が日本国内での受験者で占められ、その八割が中国人受験者となっている。さらに、これはEJU利用大学が三九六校(全大学の五四%・内訳は国立九九%、公立五九%、私立四七%)あるにも関わらず、渡日前入学許可の実績のある大学は二四校にすぎないという状況を招いている。つまり、EJUは渡日前入学許可を推進するための共通的な試験として導入されたのだが、現実的には留学生のためのセンター入試(国立大学を中心とする個別大学への出願のための一次試験)のような位置付けになってしまっている。実際、国立大学を中心に留学生入試の出願資格の一つとして、EJUのスコア基準が示されている。日本の大学が築き上げてきた入学試験制度の歴史と伝統は強固であり、世界的な留学生の獲得競争が熾烈を極めている現状に対応して、積極的に改革を進める流れにあるとはいえない。日本の大学が入試を軸とする入学時での学生の質保証(インプット管理)から、在学中の教育課程における進級判定の厳格化、そして最終的な卒業時での学力の質保証を図るような方向(アウトプット管理)に移行するための制度改革をしない限り、この問題は解決できないであろう。なぜなら、学生受入れの現場には、厳格な大学の

定員(入学定員と収容定員)制度があり、留学生も国費留学生や交換留学生を除けば、その定員に含まれている。そして、その定員管理については、政府から各大学へ支給される交付金や補助金制度と密接に関連付けて指導監督されている。

#### 四 学士課程留学生と定員管理

留学生の入学は、厳格な定員管理の下で例外的に許可される枠として位置づけられている大学が大半である。これは突き詰めていこうと、国の定めた大学の定員超過に対する取扱いに抵触しない範囲で留学生の入学を許可するということであり、「若干名」というあいまいな募集枠の設定となっている。国立大学の学士課程は、留学生の募集定員を横並びで若干名と記している。私立大学では、九〇年代後半の臨時定員恒常化に伴う学部学科設置の際、留学生の定員化が推奨されたことを受け、あるいは留学生を積極的に受入れる意向を打ち出すために、留学生定員を明示しているところもあるが、やはり「若干名」が主流である。グローバル30の採択大学でも、二〇二〇年度の留学生数を目標値として掲げているが、ほとんどの大学では募集定員を「若干名」としている。佐々木(二〇〇九)が「留学生の」特別選抜はそれが例外であり、特別であるがゆえに、皮肉にも、日本の大学が留学生を普遍的に受入れることを遠ざける結果をもたらしている」と述べているとおりであり、「留学生三〇万人計画」の目指す方向とは矛盾しているのではないだろうか。また、学士課程の留学生には、入学時と卒業時では見違えるほど学業成績が伸びるものも多く、出願時という点での学力や語学力を成果として判

段階では、一年次の入学時より、学生数がかなり減っていることが多いため、周辺の短大から優秀な学生を編入学で受入れる制度も普及している。また、二年次での転入学や一年次からの入学であっても、何らかの高等教育での学業実績(単位取得)があれば、成績証明書やシラバスを精査し、単位認定をした上での入学がごく普通に行われている。これは海外からの志願者にも適用される。よって、母国の中途退学した大学、または卒業した短大と米国の留学先大学との接続が可能である。しかし、日本の場合、留学前の高等教育での勉強状況に関わらず、一律、一年次からの入学であり、海外で修得した単位を認定した上での転・編入学は、ツインング・プログラム以外では稀である。これは、日本の大学において、書類審査の一環として外国学歴・資格評価(Foreign Credential Evaluation:以下「FCE」とする)が普及しておらず、またそれを支援するナショナル・センターがないことに起因している。

#### 五 書類審査を高度化するFCE

FCEは、外国で発行された成績証明書、学位・卒業証明書、各種資格証明書等について、その所持者を受入れようとする国の大学や機関において、当該国の教育制度や資格制度の下では、どの段階(接続性)や評定(学業成績)に見なされるか、あるいは、どの資格と同等であるか(同等性)を評価することである。その評価においては、各種証明書の真偽についても審査する。FCEを専門的に持っている機関は、世界各国の教育システムの詳細なデータベースを構築しており、そこに世界の大学の成績証明書や卒業証明書・証書等

のサンプルを含め多数の関連資料や書類を保存し、日々更新している。各大学で判読できないような場合、欧州では政府系のFCE専門機関(ナショナル・センター)、北米では民間のFCE専門機関(非営利団体)が支援している。これらのFCE機関は、OECDOやユネスコのサポートを受けて、世界的なネットワーク(ENIC-NARIC Network)を構築しており、世界各国の情報を収集するだけでなく、自国の教育制度や仕組みに関する情報を世界に発信することが可能で、かつ単位認定や国境を跨ぐ高等教育の接続に関する基本原則を定めている。中国では、自国の学位や学歴に関する証明書の信頼度を高めるために、教育部関連のCDGDC(中国教育部学位与研究生教育发展中心)が中国の高校の卒業証明書、高等教育機関で取得した学位および成績証明書、高校の卒業試験、大学統一入学試験の成績及び合格証に関する認証を行っている。日本では、日本語教育振興協会やJAFFSAが、この機関と提携しており、日本語学校を志願した学生はCDGDCの学歴に関する認証を受けた上で入学している。大学でも、JAFFSAを通して、この認証制度を活用するところが増えてきている。

日本の大学と政府で本格的にFCEが導入されれば、書類審査を高度化し、その信頼性を高めることが可能となり、ひいては渡日前入学許可の普及にもつながる。米国、英国、豪州などの大学が、学士課程の留学志願者に対して求めるスコアの提出が語学試験だけである背景には、FCEによって後期中等教育や中等後教育での成績証明書を精査(単位認定を含む)しているからである。これに従えば、現在、EJUは日本語と学力の両方を測る試験となっているが、FCE

定するだけでなく、将来の可能性を考慮するような入学審査を行えることが望ましい。特に渡日前入学許可については、少タリスクを負ってでも「化ける」留学生を取りたいところである。つまり、これは落とすためではなく、積極的に受入れるための入学選考であり、もし成績不良であった場合には、退学させることを想定した上で入学許可を出すことになるが、これも現状の定員管理体制下では非常に困難である。また、多めに学生を受入れて、教育課程のプロセスで学生をふるいにかけ、一定のレベルに達した学生だけを卒業させるという形での質保証へのシフトを妨げている。結果として、入学させた学生を落ちこぼれることなく、所定の修業年限で卒業させる方が、大学の経営面(特に私大が全大学の七七%を占めることを考慮すると)から言っても、理にかなっていることになる。OECDO諸国の中で、日本は学士課程および修士課程の卒業率(修了率)が最も高く、九一%に達しており(米国は五六%)、これは日本の大学教育に厳格さが欠けているだけでなく、世界的な大学間競争の時代にありながら、卒業生の質保証に十分な対応がなされていないことを示している。留学生数一〇万人を目指している韓国では、留学生を定員外とし、柔軟な受入れを行っている。

硬直化した定員管理は、大学間での学生の流動性を妨げる原因にもなっている。米国の大学は高度な開放性と流動性が大きな魅力となっており、留学生も含めて学生の編・転入学はきわめて一般的である。先述の卒業率の低さは、退学率の高さの裏返しでもあり、加えて、より自分にあった大学、自分の学びたいことが学べる大学を求めて転入学する学生も多いことを示している。よって、三年次の

現在、日本の多くの大学は、海外から多様な能力や文化的背景を持った留学生を受入れるという看板を掲げながら、その留学生の入学選考においては、留学生入試という日本人向け入試の亜流的なものを特別配慮として実施しているにすぎない。それは、あたかも校舎の門に居座って、海外からそこまで丁寧に着いたものを吟味して「受入れる」というような様相を呈しており、諸外国に積極的にアプローチして留学生を「獲得する」というものからは程遠い。アジア諸国も高次の国策として、留学生獲得に乗り出している今日、留学生のリクルーティングと入学選考の手法をグローバル化に対応したものに改善することが、喫緊の課題となっている。

#### 【参考文献】

- 佐々木隆生、二〇〇九、「日本の大学入学者選抜と留学入学生選考」『留学交流』二二(六):二一五。
- Bohlin, A. Meares, D. et al., 2002, *Global Student Mobility 2025: Analysis of Global Competition and Market Share*, Canberra: D.P. Australia.

- 1 国立大学では、入学者が学部単位で定員の一・一倍を超えた場合、超過学生分の授業料を国庫に返還しなければならぬ。私立大学では、一・二倍を超えた場合、経常費補助金が不交付となる。
- 2 その一方で地方の短期大学では、過度の留学生受入れと高い退学率の問題となっており、政府はその対応にあたっているところである。